

魅力的な観光地づくり補助金



県内の観光産業が新型コロナウイルス感染症の影響から再生し、持続的に発展していくために、新たな旅行者の誘客や、地域での長期滞在や周遊性の向上を促進させ、「拠点滞在型観光」を推進することを目的に、市町・DMO・観光協会・観光関連事業者が行う前向きな取組について補助を行います。

※詳細は、必ず「魅力的な観光地づくり補助金 募集要項」をご確認ください。

<https://www.pref.mie.lg.jp/KANKO/HP/m0145700094.htm>

1 補助対象者

- ① **DMO**（三重県内に事業所を有する観光庁登録DMO及び候補DMO）
- ② **市町**
- ③ **観光協会**（三重県内に事業所を有する観光協会、その他観光振興が主たる業務の団体）
- ④ **観光関連事業者**（宿泊施設・観光施設・土産物店・体験事業を営む者）
→観光事業者版「みえ安心おもてなし施設認証制度」により認証を受けた施設に限る
※宿泊施設・観光施設・土産物店・体験事業者の定義については以下よりご確認ください。
【観光事業者版「みえ安心おもてなし施設認証制度」の対象となる施設・事業】
掲載URL：<https://miera.kankomie.or.jp/travel/seido/index.html>
※自身が運営する施設等が認証を受けているかの確認は以下よりご確認ください。
【観光事業者版「みえ安心おもてなし施設認証制度」】
掲載URL：<https://miera.kankomie.or.jp/>

2 補助対象事業

〈DMO・市町・観光協会の場合〉

- ① **観光DX推進事業**（DMOの場合は必須）
 - ・戦略的な観光マーケティングの向上に関する取組
- ② **長期滞在・周遊性向上促進事業**
 - ・地域での長期滞在や周遊性向上を促進する取組
- ③ **受入環境整備事業**
 - ・情報環境の改善・向上に関する取組
 - ・人材育成、観光事業者の生産性向上に関する取組
 - ・移動の快適化・利便性の向上に関する取組
 - ・観光地での滞在時の快適性の向上に関する取組
 - ・安全・安心の向上に関する取組

〈観光関連事業者の場合〉

- ① **観光DX推進事業**
 - ・戦略的な観光マーケティングの向上に関する取組
- ② **長期滞在促進事業**
 - ・長期滞在や観光消費額を増加させる取組
- ③ **受入環境整備事業**
 - ・施設での滞在時の快適性の向上に関する取組
 - ・安全・安心の向上に関する取組
 - ・生産性の向上に向けた取組

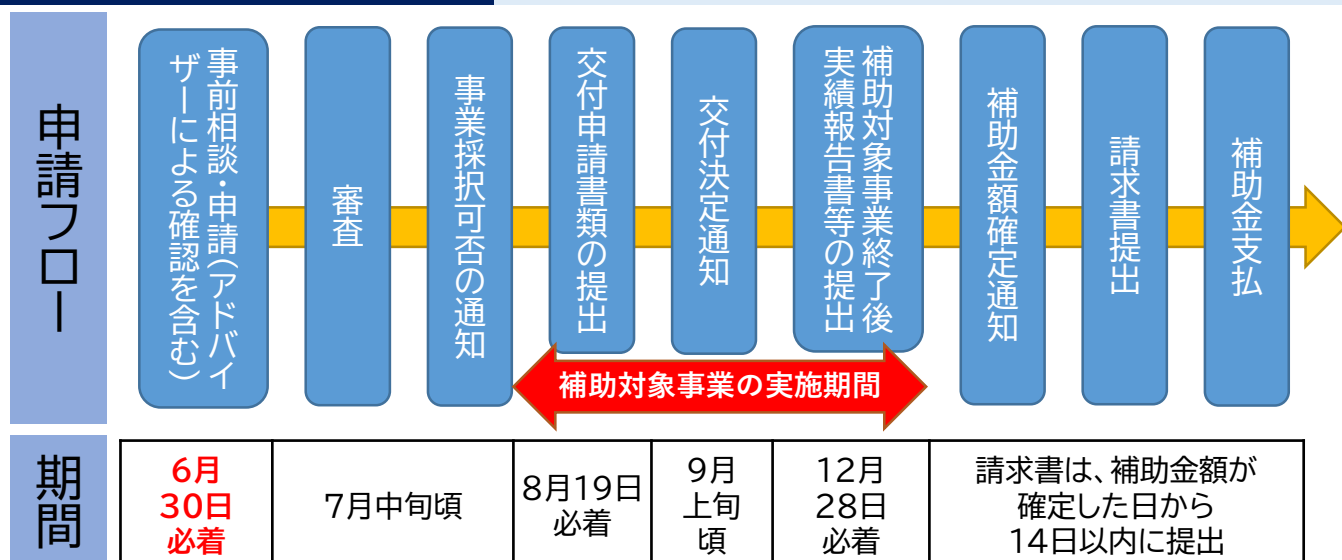
3 補助率、補助金額の上限額

○補助金の申請は、1事業者1件の申請のみとなります。

補助対象者		補助金額の上限額	補助率
DMO		1,000万円	2/3
市町・観光協会		800万円(※最大1,000万円)	
観光事業者	宿泊施設	300万円	
	観光施設		
	土産物店	100万円	
	体験事業		

※市町・観光協会については、事業の全部または一部について「観光DX推進事業」に取り組む場合は、補助金額の上限額を1,000万円までとします。

4 基本的な手続き



5 事前申請受付期間

令和4年5月18日(水)～令和4年6月30日(木) (必着)

※事前申請は必須です。申請書類をもとに県の審査で事業採択の可否を決定します。

6 必要書類 ※詳細は募集要項をご確認下さい。

※下記以外にも提出書類がございます。詳細は必ず募集要項をご確認ください。

- ・事前申請時：事前申請書、事業計画書、経費明細内訳書、見積書等
 - ・交付申請時：交付申請書、事業計画書、経費明細内訳書等
 - ・実績報告時：実績報告書、事業報告書、補助金実績額計算書等
- ※領収書等支出の証拠書類がない場合は、実績報告として認められません。

【問い合わせ先】

魅力的な観光地づくり補助金事務局 (株式会社 百五総合研究所)

TEL : 059-253-1302 平日9時から17時 (12月29日～1月3日を除く)

E-mail : mie-miryoku@hri105.jp